

高知縣立第三中學校助教諭心得	野島 覺
同 縣立第二中學校教諭	田内 千秋
同 縣師範學校教諭	○山本 淳
福岡縣立門司高等女學校教諭	竹本 好郎
同 縣立小倉高等女學校教諭	○荒川 潔
同 縣立八女中學校教諭	○安藤 義茂
同 縣立久留米高等女學校助教諭心得	中島百合枝
大分縣師範學校教諭	首藤 積
熊本縣立熊本中學校教諭	○甲斐 英雄
同 縣立天草中學校教諭心得	○高木 巖
同 縣立高等女學校教諭	○美作 武雄
同 鹿兒島縣師範學校教諭	○五島 健三
同 縣鹿兒島市立商業學校教諭	○田中 國廣
同 縣同 市立興業學校教諭	河本 武夫
朝鮮京城女子高等普通學校	○柴田 勝次
同 公立高等女學校教諭	○丸野 豐
福岡縣立工業學校教諭	星 武四郎
奈良女子高等師範學校助教諭	○多賀谷健吉
東京美術學校助教諭	○波根 義三
石川縣立工業學校教諭	○山本 昌
石川縣立金澤第一中學校教諭	○足立 啓
山形縣立鶴岡高等女學校教諭	○相馬 正己

関連事項

① 教務・事務分掌規程改正

大正五年一月、本校の教務・事務分掌規程が改正された。

東京美術學校教務分掌規程（大正五年一月改正）

第一條 本校教務ヲ處理スルタメ各科ニ主任、理事及教室擔任ヲ置ク

第二條 主任ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 其科生徒ノ教育ノ大綱ヲ掌ルコト
- 一 其科職員ノ取締ニ關スルコト
- 一 學校長ノ諮詢ニ應ジ又ハ意見ヲ學校長ニ開陳スルコト

第三條 理事ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 其科生徒ノ風紀ヲ維持シ其取締ニ任スルコト
- 一 其科ノ特待生及生徒ノ賞罰ニ關スルコト
- 一 其科ニ屬スル施設請求整理ヲナスコト
- 一 其科ニ於ケル教務一切ヲ管理スルコト
- 一 其科職員ノ勤務上ニ關スルコト

第四條 主任及理事ハ生徒監ト協議シ其職務ヲ行フベキモノトス

第五條 教室擔任ハ主任及理事ノ命ヲ承ケ關係教官ト協議シ左ノ

事項ヲ掌ル

- 一 教室内ノ秩序ヲ正スコト
- 一 生徒ノ品行勤惰ヲ監督シ若シ怠惰不行狀ノモノアルトキハ之ヲ訓誡スルコト
- 一 命令告諭等ノ實行ヲ務ムルコト

一 生徒出缺ニ關スル調査及報告ヲナスコト

一 生徒學業成績ノ調査ヲナスコト

一 教室内ノ標本器具及消耗品ノ保管ニ關スルコト

一 教室内ノ衛生ニ關スルコト

第六條 各學科教官ハ教室擔任ニ準シテ其職務ヲ行フモノトス

第七條 理事ハ其科教室ノ狀況ニ應ジ主任及關係教官ト合議シ各

級生徒中ヨリ便宜一人乃至三人ヲ撰ビテ級長副級長ヲ置キ左ノ

事項ヲ擔當セシムルコトヲ得

一 本校及當該教官ノ命令傳達ニ關スルコト

一 其學級ノ風紀秩序ニ注意スルコト

一 其學級ノ衛生ニ注意スルコト

一 其學級ノ教室ニ於ケル標本器具ノ整理ニ注意スルコト

第八條 級長副級長ノ任期ハ一學年トス

旧規程(山頁)では各科に主任と教室担任が置かれ、教務を分担することにしていたが、今回、両者の間に新たに理事という役職が置かれた。また、「職員ノ取締」や「職員ノ勤務上ニ関スルコト」などの新しいとり決めがなされたことや生徒の風紀取締り強化のニュアンスが色濃くなつたことなど注目すべき点がある。これらの改革は一部の反感を招き、後述する東京美術学校改革運動の一つの端緒となつた。

次に新しい事務分掌規程の要点を記せば次のとおりである。

東京美術学校事務分掌規程(大正五年一月改正)

第一條 本校事務ヲ處理スルタメ幹事及各掛ニ主任ヲ置ク

掛ヲ分チテ庶務、教務、文庫、會計トス

第二條 幹事ハ校長ヲ輔佐シ事務ヲ管理ス

第三條 主任ハ其掛ニ於ケル事務ヲ掌理ス

第四條 掛員ハ其掛ニ於ケル事務ニ従事ス

〔以下各掛担当事項省略〕

従来の規程では本校の事務部は四つの掛に分かれ、それぞれの職務を分担することになっていたが、今回幹事と主任の役職を設け、業務の円滑化を図つた。幹事の職はかつて本校創立当時に置かれ、浜尾新校長事務取扱のもとでは岡倉寛三が、岡倉寛三校長のもとでは久保田鼎が任命され、明治二十四年の官制改正により廃止。以後三十一年の美術学校騒動の際一時復活して久保田鼎がこれに任命され、騒動の收拾に努めたことを除いては、本校には置かれていなかった。本規則制定と同時に大村西崖が幹事に任命され、生徒監(前年十二月二十七日任命)を兼任することとなった。

② 芸位制定案

東京美術学校が作成した「従大正元年意見書類(庶務係)」に「芸位制定に付建議」と題する文書が収録されている。東京美術学校用箋に毛筆で認められており、その冒頭には書記中沢治之助の

正木校長殿

本紙ハ先年澤柳次官ニ差出シタルモノニテ當時ノ情況ト今日ト